

山 青 森 県 報

号外第十号

平成十四年二月十八日(月曜日)

目 次

公 告

○建設業者の営業の停止……………(監理課)…一

公 告

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年二月十八日

青森県知事 木村 守 男

- 一 商号又は名称 有限会社青森ヒューム
- 二 代表者の氏名 地代所 利男
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字長苗代字上礎田四八の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三三）第一五四七七号
- 五 営業の停止を命じた年月日 平成十四年二月十二日
- 六 停止を命ずる営業の範囲

発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業で青森県の区域内におけるものうち次のいずれかに該当するもの

- 1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事（以下「公共工事」という。）に係るもの

2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているもの

七 営業の停止を命ずる期間

平成十四年二月十九日から同年三月五日までの十五日間

八 営業の停止を命ずる原因となつた事実

前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反するとして、平成十三年十二月十七日公正取引委員会から同法第四十八条第二項の規定による勧告を受け、これを応諾した。このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号の規定に該当する。

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年二月十八日

青森県知事 木村 守 男

- 一 商号又は名称 青森緑化株式会社
- 二 代表者の氏名 近藤 進
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字沢里字沢里山一六の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三三）第一五六三一号
- 五 営業の停止を命じた年月日 平成十四年二月十二日
- 六 停止を命ずる営業の範囲

発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業で青森県の区域内におけるものうち次のいずれかに該当するもの

- 1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事（以下「公共工事」という。）に係るもの

2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているもの

七 営業の停止を命ずる期間

平成十四年二月十九日から同年三月五日までの十五日間

八 営業の停止を命ずる原因となつた事実

前記建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反するとして、平成十三年十二月十七日公正取引委員会から同法第四十八条第二項の規定による勧告を受け、これを応諾した。このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号の規定に該当する。